

令和 5 年度
一関市藤沢情報通信センター第 2 回放送番組審議会

日 時 令和 6 年 1 月 29 日(月)

午後 2 時～午後 3 時

場 所 一関市役所藤沢支所 大会議室

～ 次 第 ～

1 開 会

2 挨拶

3 会長及び副会長の互選について

4 報 告

令和 5 年度放送番組の実績（令和 5 年 12 月末現在）について

5 協 議

(1) 令和 6 年度放送番組の内容について

(2) その他

6 そ の 他

7 閉 会

一関市藤沢情報通信センター放送番組審議会委員名簿

【任期：令和5年12月1日～令和7年11月30日】

No	役職	氏名	備考(推薦団体)
1	委員	菅原 美津雄	
2	委員	橋本 信子	
3	委員	千葉 とき子	
4	委員	小野寺 健一	
5	委員	千田 修	

一関ケーブルネットワーク出席者名簿

No	役職	氏名	備考
1	取締役局次長兼制作部部长	大沼 佐樹子	
2	営業技術部 部長代理	川崎 智弘	
3	制作部 主幹	藤根 和広	

一関市役所藤沢支所出席者名簿

No	役職	氏名	備考
1	支所長	佐藤 詠一	
2	次長兼地域振興課長	佐藤 宣裕	
3	地域振興課 地域協働係長	小野寺 嘉奈	
4	地域振興課 主任主事	千葉 拓也	

3 会長及び副会長の互選について

一関市藤沢情報通信センター条例第 29 条により、会長及び副会長を互選する。

役 職	人 数	氏 名
会 長	1 名	
副 会 長	1 名	

4 報 告

令和 5 年度放送番組の実績（令和 5 年 12 月末現在）について

- ・令和 5 年度ふじさわテレビデータ放送件数実績
- ・令和 5 年度告知放送依頼件数実績
- ・一関市藤沢情報通信センター運用状況の推移
- ・ふじさわテレビ「JC-Smart」アプリ設定数

■令和5年度告知放送 依頼件数実績 (R5.4.1～R5.12.31)

1. 定時放送

区分	依頼担当課等	件数
支所等	地域振興課	8
	市民福祉課(東部健康推進室含む)	64
	産業建設課	6
	藤沢図書館	8
	藤沢文化センター	9
	病院事業	16
	消防	23
	本庁(藤沢以外の支所含む)※	11
	小中学校・こども園等	0
計		145

※子育て支援センターは「こども家庭課」、本庁に含む

区分	依頼団体等	件数
一般	藤沢市民センター	20
	藤沢町住民自治協議会	6
	一関市体育協会	3
	JAいわて平泉藤沢営農経済センター	7
	一関商工会議所	2
	藤沢町芸術文化協会	2
	社会福祉協議会	2
	藤沢土地改良区	1
	ふじの実会・ワークジョイふじの実	4
	藤沢地域生徒指導連絡協議会	2
	藤沢町女性組織連絡会議	2
	藤沢野焼祭実行委員会	11
	FMBAふじさわマーチングバンド	1
	ふじさわ盆DANフェス実行委員会	2
	藤沢町モータースポーツ協会	1
	大籠キリシタン史跡保存会	1
	藤沢町史談会	4
	一関藤沢市民劇場実行委員会	0
	黄海小学校創立150周年記念実行委員会	1
	千厩高等学校	1
	藤沢町野球協会	2
	Jスタッフ協議会	0
	老人クラブ連合会藤沢支部	0
	藤沢町文化振興協会	0
	高橋東臈顕彰会	0
	第1区自治会	1
	第31区自治会(すずらんサロン)	2

区分	依頼団体	件数
一般	黄海地区住民自治協議会	2
	徳田地区住民自治協議会	3
	保呂羽地区自治会協議会	4
	本郷ピザ同好会	1
	西口鶴亀クラブ	1
	二日町夏祭り実行委員会	1
	畑沢やさい村	1
	曲田営農組合まがれっと倶楽部	8
	産直さんさん道のわき(増沢)	1
	ふじさわ朝市の会	9
	いってみっぺし藤沢(子ども食堂)	7
	白澤神社おためし保存会	1
	藤沢町ゲートボール協会	0
	SHOEI	1
	館ヶ森高原ホテル	2
	館ヶ森アーク牧場	0
	社団晃和会(グループホームひまわり畑)	1
日藤(デイサービスのみ)	0	
藤源寺	1	
個人(着付け、映画会等)	0	
計	122	

区分	放送内容	件数
慶弔放送	誕生	10
	お悔やみ	99
計	109	

区分	放送内容	件数
火災消火御礼	42区	1
計	1	

2. 臨時放送

区分	放送内容	件数
支所	市からのお知らせ(選挙、台風、断水等)	0
	クマ等出没、目撃情報	15
	その他(警察、土地改良区、JA等)	1
計	16	

全体計	393
-----	-----

■一関市藤沢情報通信センター運用状況の推移

内 訳	テレビ放送					告知放送	インター ネット	世帯数
	接続世帯							
		(計)	標準	CS	BS			
1 平成23年度	2,523	2,482	2,174	149	159	2,732	1,137	2,948
2 平成24年度	2,506	2,467	2,182	138	147	2,726	1,232	2,946
3 平成25年度	2,490	2,453	2,182	132	139	2,720	1,317	2,915
4 平成26年度	2,486	2,450	2,189	127	134	2,726	1,359	2,912
5 平成27年度	2,461	2,425	2,165	123	137	2,702	1,358	2,904
6 平成28年度	2,435	2,398	2,153	118	127	2,680	1,395	2,878
7 平成29年度	2,411	2,374	2,135	113	126	2,655	1,439	2,864
8 平成30年度	2,388	2,353	2,117	112	124	2,637	1,537	2,829
9 令和元年度(平成31年度)	2,363	2,329	2,095	113	121	2,612	1,530	2,819
10 令和2年度	2,331	2,296	2,064	109	123	2,588	1,657	2,808
11 令和3年度	2,309	2,274	2,046	106	122	2,575	1,699	2,794
12 令和4年度	2,283	2,248	2,024	102	122	2,539	1,719	2,777
13 令和5年度 ※R5.12.31	2,260	2,226	2,008	100	118	2,578	1,724	2,773

※平成23年度～令和4年度：3月31日現在
令和5年度：12月31日現在

○データ出所

- ・テレビ放送、告知放送：指定管理者（株）一関ケーブルネットワーク事業報告書
- ・インターネット：NTT東日本岩手支店（IRU担当）より加入数を聞き取り
- ・世帯数：住民基本台帳世帯・人口調（外国人含み） 市民環境部市民課

■ふじさわテレビ「JC-Smart」アプリ設定数

【導入】令和5年1月24日

・R5.2.3時点	247
・R6.1.5時点	474

○データ出所

- ・ジャパンケーブルキャスト(株)より月次集計結果

5 協 議

(1) 令和6年度放送番組の内容について

- ・一関市藤沢情報通信センター放送基準
- ・告知放送番組内容
- ・ふじさわテレビデータ放送コンテンツ

(2) その他

一 関市藤沢情報通信センター 放送基準

1 基本的事項

一関市藤沢情報通信センター条例（平成23年一関市条例第21号）第19条第1号に規定する自主放送番組及び告知放送についての放送基準を定めるものである。

放送にあたっては、公共の福祉と地域の文化の向上及び産業振興と経済の発展に役立ち、地域住民が豊かで住みよいまちづくりに資することを基本とする。

2 自主放送番組及び告知放送

一関市藤沢情報通信センターで放送する自主放送番組及び告知放送は次のとおり。

- (1) 自主放送番組 ふじさわテレビによるデータ放送
- (2) 告知放送 告知放送機器を介して行う音声による放送

3 放送基準

一関市藤沢情報通信センターの放送は、放送法（昭和25年法律第132号）の規定による事項及び次の事項を基準とする。

(1) 放送する事項

- ① 行政からの各種お知らせ等の情報
- ② 消防、防災、災害に関する情報（緊急情報を含む。）
- ③ 教育文化に関する情報
- ④ 福祉、保健、医療に関する情報
- ⑤ 産業振興、経済の発展に関する情報
- ⑥ 住民が生活上必要と判断する各種情報（求人情報を含む。）
- ⑦ 自治会など各種団体の地域情報
- ⑧ その他市長が放送することが必要と認める情報

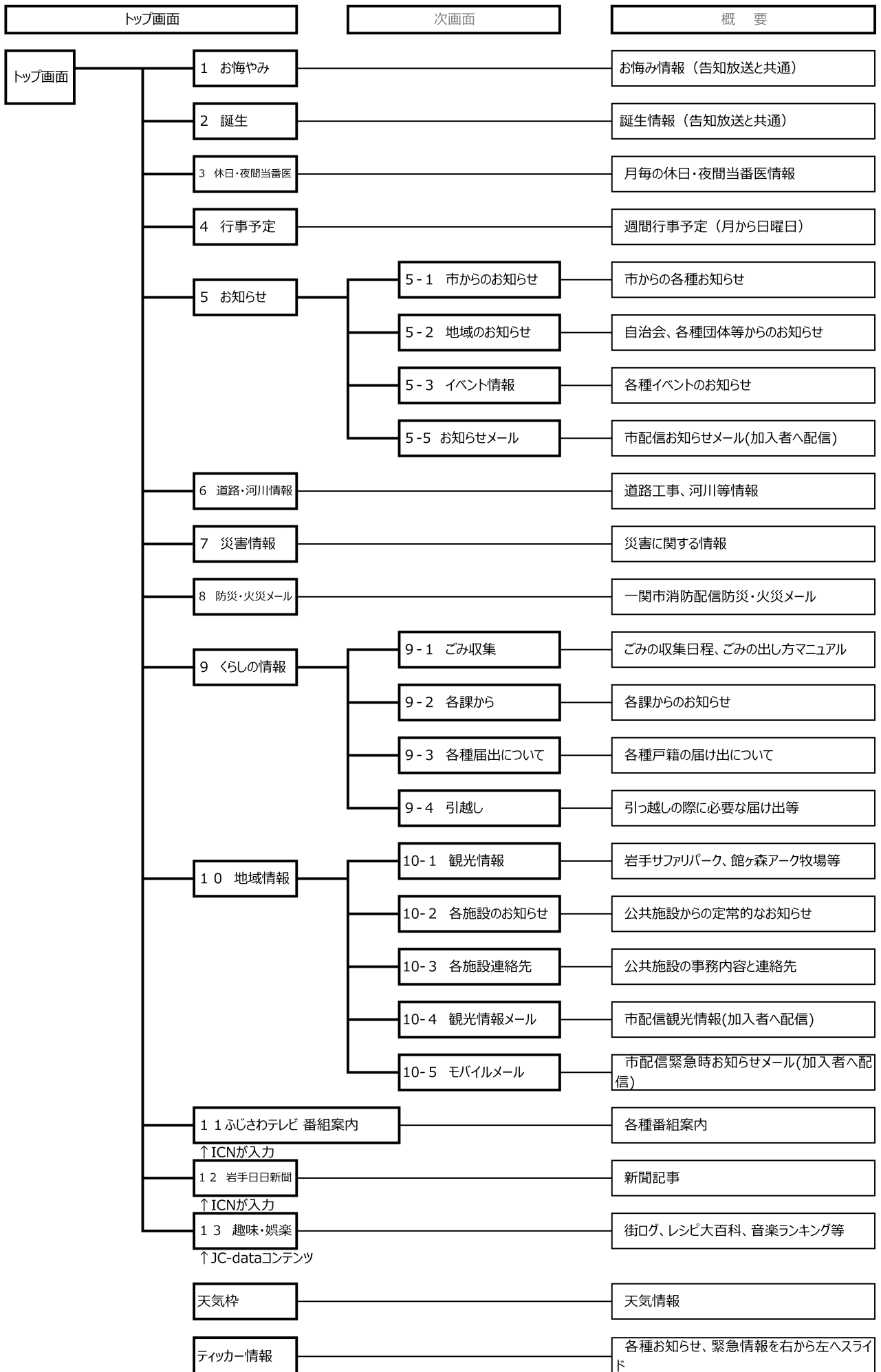
(2) 放送してはならない事項

- ① 法令等に違反するもの又はそのおそれがあると認められるもの
- ② 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの
- ③ 人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの
- ④ 政治活動又は宗教活動（イベント的な情報を除く。）に関するもの
- ⑤ 思想又は信条に関するもの
- ⑥ 社会問題等の主義主張に関するもの
- ⑦ 営利を目的とするもの（イベント的な情報を除く。）
- ⑧ その他市長が放送することが適当でないと認めたもの

4 放送時間

- (1) 自主放送番組 常時
- (2) 告知放送 別紙告知放送番組内容のとおり。

ふじさわテレビデータ放送コンテンツ



資料

- 1 一関市藤沢情報通信センターの概要等について … P. 1
- 2 一関市藤沢情報通信センター条例 … P. 4
- 3 放送法の規定（抜粋） … P. 8

一関市藤沢情報通信センターの概要等について

令和5年12月31日現在

1 概要

総務省の平成21年度地域情報通信施設基盤整備交付金事業により、一関市藤沢地域全域を光ファイバケーブル網で接続し、「超高速ブロードバンド」、「テレビ放送」、「告知放送」が利用できる環境の整備を行いました。

(1) 一関市藤沢情報通信センターの設置

敷設した光ケーブルや各種機器等の設備の管理運営を行うため、藤沢町情報通信センターを設置、一関市との合併により一関市藤沢情報通信センターとして（以下「センター」という。）を藤沢支所内に設置。

(2) サービス概要

① テレビ放送

株式会社一関ケーブルネットワーク（以下「ICN」という。）をヘッドエンドとし、一関市イントラネットの光ファイバケーブルを経由し、センターから加入者宅へテレビ放送波を送信。

岩手県内の地上デジタル放送（アナログ放送）、ふじさわテレビによるデータ放送、ICNの一関テレビ、BS、CS放送を提供。

② 告知放送

老朽化した有線放送に代わり告知放送として設置。

③ ブロードバンド

敷設した光ファイバケーブルを通信事業者（NTT 東日本）に貸し出し、同社が光ブロードバンドを提供。

2 施設及び設備等

(1) 名称

一関市藤沢情報通信センター（ふじさわテレビ）

(2) 位置

岩手県一関市藤沢町藤沢字町裏 187 番地 一関市役所藤沢支所内

(3) 施設等の概要

① 開設年月日

平成23年6月1日（平成23年9月26日）

② 主たる設備の設置場所

受信空中線 受信点 岩手県一関市八幡町1-24（ICN設備）

	副受信点	岩手県一関市南新町 60 (ICN 設備)
	B S 受信点	岩手県一関市八幡町 1-24 (ICN 設備)
	C S 受信点	岩手県一関市八幡町 1-24 (ICN 設備)
ヘッドエンド	I C N	岩手県一関市八幡町 1-24 一関市藤沢情報通信センター 岩手県一関市藤沢町藤沢字町裏 187 (藤沢支所内)
主たる演奏所	I C N	岩手県一関市八幡町 1-24 一関市藤沢情報通信センター 岩手県一関市藤沢町藤沢字町裏 187 (藤沢支所内)
データ放送設備	I C N	岩手県一関市八幡町 1-24
告知放送設備		一関市藤沢情報通信センター 岩手県一関市藤沢町藤沢字町裏 187 (藤沢支所内)

③ 送信施設

光ファイバ網 幹線延長 約 271 km

I C N との接続は、一関市イントラネットケーブルを借用し、一関市川崎町及び一関市千厩町で接続する 2 ルートを利用する。

屋外中継増幅器 一関市花泉町、一関市室根町、一関市大東町の 3 カ所

自営柱 311 本 (支柱 11 本) 【コンクリート柱 190 本・鉄柱 121 本】

N T T 柱 7,368 本 (コンクリート柱) ※R4 年度末

電力柱 1,951 本 (コンクリート柱) ※R5 年度上期

クロージャー、V-O N U 及び付属設備

④ テレビジョン放送加入件数 2,260 件 (一般・事業所)

⑤ 告知放送加入件数 2,578 端末 (一般・事業所)

3 施設の管理運営

(1) 指定管理者による管理運営

施設の管理運営は、I C N を指定管理者に指定し、安定的で継続的、より効率的、効果的な管理運営を図る。

一関市藤沢情報通信センター条例第 9 条

一関市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第 4 条

(2) 指定管理者の業務

① テレビ放送等施設、設備の維持管理に関する業務

② テレビ放送等加入者管理、利用料及び各種工事費の請求、徴収に関する業務

③ 利用者宅への引込工事、V-O N U 設置接続工事、告知放送機器の設置接続工事、移転、休止、廃止に伴う工事等を行う業務

④ V-O N U、告知放送機器等の設備機器等の調達

- ⑤ テレビ放送の再送信及び再送信業務等における著作権処理に関する業務
- ⑥ データ放送に関する業務
- ⑦ 上記に掲げるもののほか市長が必要と認める業務

(3) 指定管理の期間

令和3年4月1日から令和8年3月31日までの間

4 利用料等

(1) 利用料金（税別）

- ① 標準 月額 800円（R3.4から）
- ② BS 月額 2,200円 追加STB料金 1,100円
- ③ CS 月額 3,400円 追加STB料金 1,700円
オプションチャンネル1チャンネルあたり3,000円以内
- ④ 告知放送 無料

(2) 利用料の徴収

標準利用料	年2回に分けて徴収	4月～9月分	6月
		10月～3月分	12月
BS、CS	毎月徴収		

口座自動振替を基本

(3) 減免等

- ① 生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受けている者については、標準のみ全額減免。生活保護世帯は16世帯。
- ② 公共施設、学校・こども園・保育園は、テレビ放送（標準）を供給。

(4) 工事費等

- ① 新規加入者（告知放送、テレビ放送加入） 75,000円（税別）
クローザーからの引き込み線延長が100mを超える場合は、延長工事分実費が加算。告知放送のみ、テレビ放送のみ加入の場合は、設置しない機器代、工事費は除く。
- ② 告知放送加入、増設 35,000円（税別）
- ③ テレビ放送加入（告知放送に併設の場合） 32,000円 //
- ④ 設備移転（住居移転、設備移転、休止、撤去） 実費
- ⑤ その他（STB増設、撤去） 実費

新規加入申請、変更等の処理は藤沢支所地域振興課地域協働係において行い、その都度指定管理者へ通知。

(設置)

第1条 市民生活の情報化を促進し、豊かで住みよいまちづくりに資するため、藤沢情報通信センター(以下「センター」という。)を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び事務所の位置は、次のとおりとする。

名称	事務所の位置
藤沢情報通信センター	一関市藤沢町藤沢字町裏187番地

(センターの業務等)

第3条 センターは、次に掲げる業務を行う。

- (1) 有線テレビジョン放送(有線電気通信設備を用いて行われる放送法(昭和25年法律第132号)に規定するテレビジョン放送をいう。以下同じ。)業務
 - (2) 放送法施行規則(昭和25年電波監理委員会規則第10号)第142条ロ第2号に規定する告知放送業務
 - (3) 前2号に掲げる業務のほか、市長が必要と認める業務
- 2 前項の業務で伝達及び提供する情報(以下「放送サービス」という。)は、次のとおりとする。

- (1) テレビジョン放送
 - (2) 災害その他の緊急情報
 - (3) 国又は地方公共団体その他公共的団体の広報情報
 - (4) 保健、福祉、医療、産業、教育、文化に関する情報
 - (5) 前各号に掲げる情報のほか、市長が必要と認める情報
- (放送サービスの実施区域)

第4条 放送サービスの実施区域は、藤沢地域の区域とする。

(対象者)

第5条 放送サービスの対象者は、藤沢地域の区域内に家屋、事務所若しくは事業所を有する者又は借家等で所有者の承諾を得られた者(以下「世帯等」という。)とする。

(加入の手続)

第6条 前条の対象者で放送サービスの提供を希望するものは、市長に加入の申込みを行い、承認を受けなければならない。

- 2 加入の申込みは、世帯等の家屋等への引込みごとに行うものとする。
- 3 市長は、公益の維持管理のため、又はセンターの保全に支障があると認められるときは、加入を承認しないことができる。

(引込工事等)

第7条 市長は、前条第1項の規定により承認を受けたもの(以下「加入者」という。)に対し、光ケーブル接続端子函から光回線終端装置までの引込工事(告知放送加入者の告知端末設置までの宅内工事及びテレビジョン放送加入者の光回線終端装置から宅内等配線までの一部接続工事等を含む。以下「引込工事等」という。)を行う。

- 2 宅内工事(前項に規定する引込工事等を除く。以下同じ。)については、加入者が行い、宅内工事に係る費用は、加入者が負担しなければならない。
- 3 市長は、第1項の引込工事等により設置した光回線終端装置及び告知端末等を加入者に貸与するものとする。

(引込工事等費用の負担)

第8条 加入者は、引込工事等に要する費用として、次の費用を負担しなければならない。

- (1) 新規加入による引込工事等に要する費用(センターへの接続に係る工事費を含む。)
 - (2) 加入者が住居等の移転に伴い設備の移転を行う費用
 - (3) 設置した設備の移動に伴う費用
 - (4) 告知端末の増設に要する費用
- 2 費用の納付等に関し必要な事項は、規則で定める。

(指定管理者による管理)

第9条 センターの管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者

(以下「指定管理者」という。)に行わせるものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(指定管理者が行う業務の範囲)

第10条 指定管理者が行う業務は、次に掲げるものとする。

- (1) 有線テレビジョン放送に関する業務
- (2) 有線テレビジョン放送施設の管理運営に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、センターの運営に関し市長が必要と認める業務
(利用料金)

第11条 加入者は、テレビジョン放送の加入区分に応じ、その利用に係る料金(以下「利用料金」という。)を納付しなければならない。

- 2 利用料金の額は、別表に掲げる額に消費税法(昭和63年法律第108号)に規定する消費税及び地方税法(昭和25年法律第226号)に規定する地方消費税の額に相当する額(以下「消費税等」という。)を加算した額の範囲内で、加入区分ごとに指定管理者が定めるものとする。この場合において、指定管理者は、あらかじめ当該利用料金について市長の承認を受けなければならない。
- 3 利用料金は、加入した日の属する月から、利用を休止し、又は加入を解除する日の属する月まで納付しなければならない。ただし、加入した日の属する月の途中で利用を休止し、又は加入を解除した場合の利用料金は、1月分を納付するものとする。
- 4 市長は、指定管理者に、利用料金を当該指定管理者の収入として収受させるものとする。

(利用料金の減免)

第12条 市長は、次の各号のいずれかに該当するものについては、標準加入の利用料金を減額し、又は免除することができる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている者
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの
- 2 利用料金の減額又は免除を受けている加入者は、その理由に変更が生じた場合は、市長にその旨を届け出なければならない。

(利用料金の不還付)

第13条 既納の利用料金は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 利用者の責めに帰することができない理由により利用することができなかつたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が特別の理由があると認めるとき。

(市長による管理)

第14条 第10条、第11条(第2項後段及び第4項を除く。)及び第19条第2項の規定は、第9条ただし書の場合について準用する。この場合において、これらの規定中「指定管理者」とあるのは「市長」と、「利用料金」とあるのは「使用料」と読み替えるものとする。

2 前項の場合における使用料の額は、別表に掲げる額に消費税等を加算した額とする。この場合において、同表中「利用料金の限度額」とあるのは「使用料」とする。

(利用の休止、再開又は加入の解除)

第15条 加入者は、利用を休止し、若しくは再開し、又は加入を解除しようとするときは、市長にその旨を届け出なければならない。

- 2 加入者は、当該加入を解除しようとするときは、第7条第3項の規定により貸与された光回線終端装置及び告知端末等を撤去し、市長に返却しなければならない。
- 3 前項の撤去に要する費用は、加入者が負担しなければならない。

(設備の移動等)

第16条 加入者が、光回線終端装置及び告知端末等の移動又は移転を必要とするときは、市長に申し出なければならない。この場合において、移動又は移転に係る工事費は、加入者が負担しなければならない。

(利用の停止又は加入の取消し)

第17条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用を停止し、又は加入の承認を取り消すことができる。

- (1) 加入者がこの条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (2) 加入者が第3条に規定する業務を故意に妨害したとき。
- (3) 加入者が市が貸与する機器を故意に破損したとき。
- (4) 公益の確保のため特に必要があると認めるとき。

- (5) 加入者が引込工事等費用及び利用料金を当該指定期日までに納付しないとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、センターの業務の遂行に著しい支障を及ぼす行為をしたとき。
(放送番組等)

第18条 センターが放送する番組は、次に掲げる番組の中から市長が定める。

- (1) 自主放送番組
- (2) 地上波テレビジョン放送番組
- (3) 衛星放送番組
- (4) 告知放送番組

(放送内容及び放送時間)

第19条 自主放送番組及び告知放送番組の内容及び放送時間は、市長が定める。

2 地上波テレビジョン放送番組にあつては当該番組の提供者が、衛星放送番組にあつては指定管理者が、当該放送番組の内容及び放送時間に応じて同時再送信する。

(放送の依頼)

第20条 センターを使用して行う自主放送又は告知放送の依頼をしようとする者は、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の承認をしないものとする。

- (1) 依頼内容が放送番組等の基準に合致しないと認められるとき。
- (2) 第3条の業務に支障があると認められるとき。

(放送内容の変更)

第21条 市長は、やむを得ない理由があるときは、放送の内容を変更することができる。

2 前項により生ずる損害については、市長は、賠償の責めを負わないものとする。

(他者への提供等の禁止)

第22条 加入者は、電磁的記録(電子的方式、電磁的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。)により、又は市長の承認を得ずに設置し、若しくは改造した配線等により放送内容を第三者に提供してはならない。

(免責事項)

第23条 市は、天災、事変その他市の責めに帰することができない理由により、放送サービスの提供が停止した場合であっても、その損害については、賠償しないものとする。

(損害賠償)

第24条 自己の責めに帰すべき理由により施設又は設備を汚損し、損傷し、又は亡失した者は、市長の指示するところにより原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(設備の保全)

第25条 加入者は、設備、線路等センターの設備に異常を発見したときは、直ちに市長にその状況を届け出るものとする。

(審議会の設置)

第26条 放送番組の適正を図るため、放送法第6条第1項の規定に基づき、一関市藤沢情報通信センター放送番組審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(審議会の組織)

第27条 審議会は、委員5人をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 放送番組を視聴できる者
- (3) その他市長が必要と認める者

(審議会の任期)

第28条 委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(審議会の会長及び副会長)

第29条 審議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選とする。

2 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(審議会の会議)

第30条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

- 3 審議会は、年2回以上開催する。
- 4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
(審議会の庶務)

第31条 審議会の庶務は、藤沢支所地域振興課において処理する。
(委任)

第32条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成23年9月26日から施行する。

(経過措置)

- 2 藤沢町の編入の日の前日までに、編入前の藤沢町情報通信センター条例(平成22年藤沢町条例第16号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなす。

(一関市テレビ放送中継施設条例及び一関市テレビ放送中継施設整備事業分担金徴収条例の一部改正)

- 3 (次のよう略)

附 則(平成25年3月15日条例第14号)

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年12月14日条例第24号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の属する年度(以下「初年度」という。)及び初年度の翌年度におけるこの条例による改正後の別表の規定の適用については、前項の規定にかかわらず同表中「800円」とあるのは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げるとおりとする。

(1) 初年度 600円

(2) 初年度の翌年度 700円

別表(第11条、第14条関係)

加入区分			利用料金の限度額(1契約当たり月額)
標準加入		地上波テレビジョン放送	800円
任意加入	BS	地上波テレビジョン放送、BS放送(基本チャンネル) セットトップボックス1台	2,200円
		セットトップボックス1台追加ごと	1,100円
	CS	地上波テレビジョン放送、BS放送(基本チャンネル)、CS放送(基本チャンネル) セットトップボックス1台	3,400円
		セットトップボックス1台追加ごと	1,700円
		BS放送又はCS放送オプション1チャンネル当たり	3,000円
告知放送			無料

放送法の規定

1 放送法（抜粋）

（放送番組編集の自由）

第3条 放送番組は、法律に定める権限に基く場合でなければ、何人からも干渉され、又は規律されることがない。

（国内放送の放送番組の編集等）

第4条 放送事業者は、国内放送及び内外放送（以下「国内放送等」という。）の放送番組の編集に当たっては、次の各号の定めるところによらなければならない。

- (1) 公安及び善良な風俗を害しないこと。
- (2) 政治的に公平であること。
- (3) 報道は事実をまげないですること。
- (4) 意見が対立している問題については、できるだけ多くの角度から論点を明らかにすること。

（番組基準）

第5条 放送事業者は、放送番組の種別（教養番組、教育番組、報道番組、娯楽番組等の区分をいう。以下同じ。）及び放送の対象とする者に応じて放送番組の編集の基準（以下「番組基準」という。）を定め、これに従って放送番組の編集をしなければならない。

2 放送事業者は、国内放送等について前項の規定により番組基準を定めた場合には、総務省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。これを変更した場合も、同様とする。

（放送番組審議機関）

第6条 放送事業者は、放送番組の適正を図るため、放送番組審議機関（以下「審議機関」という。）を置くものとする。

- 2 審議機関は、放送事業者の諮問に応じ、放送番組の適正を図るため必要な事項を審議するほか、これに関し、放送事業者に対して意見を述べることができる。
- 3 放送事業者は、番組基準及び放送番組の編集に関する基本計画を定め、又はこれを変更しようとするときは、審議機関に諮問しなければならない。
- 4 放送事業者は、審議機関が第2項の規定により諮問に応じて答申し、又は意見を述べた事項があるときは、これを尊重して必要な措置をしなければならない。
- 5 放送事業者は、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を審議機関に報告しなければならない。
 - (1) 前項の規定により講じた措置の内容
 - (2) 第9条第1項の規定による訂正又は取消しの放送の実施状況
 - (3) 放送番組に関して申出のあつた苦情その他の意見の概要
- 6 放送事業者は、審議機関からの答申又は意見を放送番組に反映させるようにするため審議機関の機能の活用に努めるとともに、総務省令で定めるところにより、次の各号に掲げる事項を公表しなければならない。
 - (1) 審議機関が放送事業者の諮問に応じた答申又は放送事業者に対して述べた意見の内容
その他審議機関の議事の概要
 - (2) 第4項の規定により講じた措置の内容

第7条 放送事業者の審議機関は、委員7人（テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の審議機関にあつては、総務省令で定める7人未満の員数）以上をもつて組織する。

2 放送事業者の審議機関の委員は、学識経験を有する者のうちから、当該放送事業者が委嘱する。

3 2以上の放送事業者は、次に掲げる要件のいずれをも満たす場合には、共同して審議機関を置くことができる。この場合においては、前項の規定による審議機関の委員の委嘱は、これらの放送事業者が共同して行う。

(1) 当該放送事業者のうち第163条に規定する子会社地上基幹放送事業者がないこと。

(2) 当該放送事業者のうち基幹放送事業者がある場合において、いずれの基幹放送事業者についても当該基幹放送事業者以外のすべての放送事業者との間において次に掲げる要件のいずれかを満たす放送区域（電波法第14条第3項第2号の規定により基幹放送の業務に用いられる基幹放送局の免許状に記載された放送区域をいう。以下この項において同じ。）又は業務区域（第126条第2項第4号の業務区域をいう。以下この項において同じ。）の重複があること。

イ 放送区域又は業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域の面積の3分の2以上に当たること。

ロ 放送区域又は業務区域が重複する部分の放送区域の区域内の人口が当該いずれかの放送事業者の放送区域又は業務区域内の全人口の3分の2以上に当たること。

(3) 当該放送事業者のうち2以上の一般放送事業者がある場合において、当該一般放送事業者のうちのいずれの2の一般放送事業者の間においても次に掲げる要件のいずれかを満たす関係があること。

イ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域の面積が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域の面積の3分の2以上に当たること。

ロ 業務区域が重複し、かつ、業務区域が重複する区域内の人口が当該いずれかの一般放送事業者の業務区域内の全人口の3分の2以上に当たること。

ハ 当該2の一般放送事業者の業務区域の属する都道府県が同一であること。

2 放送法施行規則（抜粋）

（テレビジョン放送による基幹放送を行う放送事業者以外の放送事業者の審議機関の委員の員数）

第6条 法第7条第1項の総務省令で定める7人未満の員数は、5人とする。